

令和8年2月20日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 宍 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 細 美 健
副 市 長 山 崎 輝 雄	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 呑 谷 巧
市民部長 松 本 英 嗣	福祉保健部長 菅 原 啓 子
子育て支援部長 中 村 徳 子	市民病院部長 細 美 寿 彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長 児 玉 隆	建設部長 濱 口 勉
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教育長 迫 田 隆 範	教育部長 宮 脇 有 子
教育部次長 豊 田 庄 吾	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 坂 田 保 彦

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 明 賀 克 博	次 長 後 藤 賢
議事係長 岸 田 博 美	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（25日間）
第 2		市長の施政方針について
第 3		議会運営委員長報告
第 4	報告第1号 報告第2号	専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 5	報告第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度三次市一般会計補正予算（第7号））
第 6	議案第18号 議案第19号  議案第20号 議案第21号 議案第22号  議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号  議案第27号  議案第28号  議案第29号  議案第30号  議案第31号 議案第32号	三次市条例の読点の表記を改める条例（案） 三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）  三次市旅費支給条例（案） 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案） 三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例（案）  三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案） 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案） 三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）  三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）  三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例（案）  三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）  三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）  三次市きのご館設置及び管理条例を廃止する条例（案） 三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）

	議案第33号	三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
	議案第42号	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
第 7	議案第34号	三次市過疎地域持続的発展計画の策定について
	議案第35号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
	議案第36号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
	議案第37号	指定管理者の指定の変更について
	議案第38号	指定管理者の指定の変更について
	議案第39号	工事請負契約の一部変更について
	議案第40号	工事請負契約の一部変更について
	議案第41号	市道路線の認定及び変更について
第 8	議案第10号	令和7年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）
	議案第11号	令和7年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）
	議案第12号	令和7年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）
	議案第13号	令和7年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）
	議案第14号	令和7年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）
	議案第15号	令和7年度三次市土地取得特別会計補正予算（第2号）（案）
	議案第16号	令和7年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）
	議案第17号	令和7年度三次市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）
第 9	議案第2号	令和8年度三次市一般会計予算（案）
	議案第3号	令和8年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）
	議案第4号	令和8年度三次市診療所特別会計予算（案）
	議案第5号	令和8年度三次市介護保険特別会計予算（案）
	議案第6号	令和8年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）
	議案第7号	令和8年度三次市土地取得特別会計予算（案）
	議案第8号	令和8年度三次市病院事業会計予算（案）
	議案第9号	令和8年度三次市下水道事業会計予算（案）
第 10	請願第1号	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについて

令和8年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和8年2月20日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	15
第 2		市長の施政方針について	15
第 3		議会運営委員長報告	21
第 4	報 1	専決処分の報告について（訴えの提起について）	24
	報 2	専決処分の報告について（訴えの提起について）	24
第 5	報 3	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度三次市一般会計補正予算（第7号））	25
第 6	議 18	三次市条例の読点の表記を改める条例（案）	26
	議 19	三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）	26
	議 20	三次市旅費支給条例（案）	26
	議 21	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）	26
	議 22	三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例（案）	26
	議 23	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）	26
	議 24	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）	26
	議 25	三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）	26
	議 26	三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	26
	議 27	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）	26
	議 28	三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例（案）	26
	議 29	三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	26
	議 30	三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	26
	議 31	三次市きのご館設置及び管理条例を廃止する条例（案）	26

	議 32	三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）…………… 26	26
	議 33	三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…………… 26	26
	議 42	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）…………… 26	26
第 7	議 34	三次市過疎地域持続的発展計画の策定について…………… 30	30
	議 35	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について…………… 30	30
	議 36	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について…………… 30	30
	議 37	指定管理者の指定の変更について…………… 30	30
	議 38	指定管理者の指定の変更について…………… 30	30
	議 39	工事請負契約の一部変更について…………… 30	30
	議 40	工事請負契約の一部変更について…………… 30	30
	議 41	市道路線の認定及び変更について…………… 30	30
第 8	議 10	令和 7 年度三次市一般会計補正予算（第 8 号）（案）…………… 32	32
	議 11	令和 7 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案） 32	32
	議 12	令和 7 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 2 号）（案）…………… 32	32
	議 13	令和 7 年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）…………… 32	32
	議 14	令和 7 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） （案）…………… 32	32
	議 15	令和 7 年度三次市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）（案）…………… 32	32
	議 16	令和 7 年度三次市病院事業会計補正予算（第 1 号）（案）…………… 32	32
	議 17	令和 7 年度三次市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）…………… 32	32
第 9	議 2	令和 8 年度三次市一般会計予算（案）…………… 35	35
	議 3	令和 8 年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）…………… 35	35
	議 4	令和 8 年度三次市診療所特別会計予算（案）…………… 35	35
	議 5	令和 8 年度三次市介護保険特別会計予算（案）…………… 35	35
	議 6	令和 8 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）…………… 35	35
	議 7	令和 8 年度三次市土地取得特別会計予算（案）…………… 35	35
	議 8	令和 8 年度三次市病院事業会計予算（案）…………… 35	35
	議 9	令和 8 年度三次市下水道事業会計予算（案）…………… 35	35
	第 1 0	請 1	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の 推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定 することについて…………… 40

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日から令和8年3月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は22人です。

これより令和8年3月三次市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、保実議員及び弓掛議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会期の決定

○議長（山村恵美子君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの25日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 市長の施政方針について

○議長（山村恵美子君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

議員各位を始め、市民の皆さんには、平素から市政全般にわたり御支援、御協力を頂き、厚く感謝を申し上げます。

本日、令和8年3月三次市議会定例会の開会に当たり、新年度に臨む私の所信と主要施策の概要について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力を賜りたいと存じます。

2期目となる令和5年の市長就任からこの間、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ移行したことに伴い、各地域の行事や集まりなどが再開され、市民の皆さんに日常と笑顔が戻るよう取り組んできたところです。経済の面では、ホテルルートイン三次駅前への進出やフレスポ三次プラザの開業など、まさに新たな賑わいが創出されたほか、

スポーツの面では、観光大使の宗山塁選手のプロ野球楽天イーグルス入団とルーキーイヤーの活躍、さらには、歴史・伝統の面では、夏の風物詩である三次きんさい祭りの再開や、本市の桜や紅葉の名所として知られる尾関山公園が公園施行100周年を迎え、義士行列が11年ぶりに開催されるなど、明るい話題も多くありました。また、平成16年4月の8市町村の合併により誕生した本市は、市制施行から20周年が経過し、まちづくりの1つの節目を迎え、未来に向けて歩みを刻んでいます。

しかしながら、人口減少や少子高齢化はとどまることなく進行し、本年2月1日現在の人口は4万7,151人と、平成16年4月の合併当時の人口6万1,823人から1万4,672人、割合にして23%の減少となっています。また、国際情勢の不安定化や長引く物価高騰などによって社会経済情勢は厳しさを増し、私たちの生活にも影響が広がっていますが、人口が減少していく中においても、社会経済環境の変化に対応しながら、地域の活力を維持し、持続可能なまちを次の世代に引き継いでいかなければなりません。

今任期は最後の年度とはなりますが、本市が市民の誇れるまちとして自信と誇りを持ち、歩みを進めていくため、困難な状況の中においても、未来を担う若者や子供たちにつなげていく三次の元気づくりに全力で取り組んでまいります。

続いて、財政状況について申し上げます。

令和6年度決算の実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標はいずれも基準以内で、財政の健全性を維持していますが、一般財源の余裕度を示す経常収支比率は98.1%となり、依然として経常的に使える一般財源の余裕がない状況となっています。昨年11月にお示しした三次市財政計画において、令和8年度の経常収支比率は、令和7年度の国勢調査による人口減少を見込んで普通交付税が減少することに加え、高齢化の進展などに伴う社会保障関係経費の増加や近年の物価高騰などにより歳出が高い水準で推移することを踏まえて100%を超えるものと推計しており、厳しい財政状況が続くものと考えています。限られた財源や人材の中でまちづくりの取組と財政健全化の両立を図るためには、共創の視点を持って、ふるさと納税や企業版ふるさと納税といった制度を活用して歳入の確保に取り組めます。市民の皆さんや団体、事業者などと協働・連携し、民間活力を活用した官民共創による事業を推進するほか、電力オークションの活用やデジタル技術を活用した業務の効率化を引き続き進めるなど、これまでの取組を発展させた節減の工夫により内部管理経費の抑制を図り、計画性のある持続可能な財政運営に努めます。

次に、令和8年度当初予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

令和8年度当初予算（案）は、時代の変化に対応し、将来にわたって持続可能な三次市の礎を築くために編成した予算です。人口減少や物価高騰など社会情勢が大きく変化する中であっても、市民に寄り添い、前例にとらわれることなく、新たな価値の創出に挑戦する姿勢を大切にしながら、人と地域をつなぐ取組を進めます。子育て・教育支援の充実、地域の活力維持・発展に向けた取組を推進し、あわせて、行政サービスの向上と効率化を図るDXの取組を進めるほか、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、脱炭素化など、将来を見据えた投資を着実

に進め、「人と想いがつながり、未来につなぐまち」の実現に向けた予算編成を行いました。

続いて、令和8年度当初予算（案）の概要について申し上げます。

一般会計など8会計を合わせた市全体の予算規模は697億4,825万3,000円で、前年度予算に比べて4億8,983万1,000円、0.7%の増としています。一般会計は394億5,000万円で、1億2,000千万円、0.3%の減となったものの、前年度とほぼ同規模の予算額です。

一般会計の歳入の特徴としましては、市税は、賃金の上昇に伴う所得増による市民税の増や建築費高騰に伴う家屋の評価額上昇による固定資産税の増を踏まえ、約1億9,000万円の増額とし、地方交付税も、国勢調査を反映し減少を見込んだものの、国において物価高騰や人件費の上昇などに対応するため交付税総額自体が増額されていることを踏まえ、約2億7,000万円の増額としています。しかしながら、歳出では人件費や物件費、扶助費などがそれを上回る増額となっているため、一般財源全体としての財源の確保は厳しい状況にあり、財政調整基金など15基金、約19億6,000万円を繰り入れることとしています。

歳出の特徴を性質別に見ますと、義務的経費について、人件費は、職員人件費の増額や定年引上げに伴い隔年で発生する退職手当により約3億6,000万円の増額、扶助費は、障害者自立支援経費の増加などにより約1億3,000万円の増額となっており、削減が困難な経費が増加しています。補助費等は、今年度完成予定の備北地区消防組合の消防新庁舎建設事業の負担金の減少により約7億4,000万円の減となりましたが、物件費は、放課後児童クラブの民間委託導入経費や物価高騰に伴う維持管理経費などの増により約1億5,000万円の増額となっています。

人件費や物価高騰などの影響により経費の増大が見込まれる中、業務の効率化などによる内部管理経費の抑制に努めるとともに、事業の選択と集中を徹底し、国県支出金の確保や有利な地方債の選択のほか、基金の適切な活用、ふるさと納税による自主財源の確保などにより、新規事業や拡充事業を着実に推進できるよう財源の確保に最大限努めたところです。

続いて、第3次三次市総合計画（みよし未来共創ビジョン）の実現に向けて取り組む施策の重点方針を3点申し上げます。

1点目は、本市に関わる人の輪を広げ、人、地域、企業、団体などが結びつき、支え合う、ツナガリ人口の拡大の取組です。

阿久利姫や稲生物怪録を始めとする地域の文化、人物などを題材に、エンターテインメントとして広く発信する地域題材エンタメ化プロジェクトに取り組めます。

また、「ローカル鉄道のこれから」を切り口に全国の高校生が三次に集い、ローカル鉄道の可能性を探求し、交流する場となる全国ローカル鉄道甲子園 in 三次の開催や、三次Black Pearlsの活躍により認知度が高まってきている女子野球の侍ジャパン女子代表の強化宿を誘致するなど、本市を舞台に、市内外の多様なつながりづくりに取り組めます。

2点目は、全ての児童生徒にとって魅力ある学びの環境づくりです。

令和8年4月からの国の制度による小学校の給食費の抜本的な負担軽減の開始に併せて、市の独自施策として、小学校だけでなく、中学校においても給食費の無償化を実施します。

加えて、不登校で学びにアクセスできない生徒に安全・安心な居場所と多様な学びの選択肢

を提供するため、学びの多様化学校の設置に向けて取り組みます。

また、本市の現状を踏まえると、三次の未来を担う子供たちのためには、小・中学校の再配置の取組を避けて通ることはできません。一方で、地域においては、これまでの地域と学校とのつながりなど、学校への思いを多く聞かせていただいているところです。こうした声をしっかりと受け止め、お示ししているスケジュールを基本とするものの、地域の皆さんと対話を継続し、取り巻く環境を認識しながら進めていきます。

3点目は、人口減少や学校の再配置など、地域課題を見据えたこれからの地域づくりについての取組です。

人口減少や少子化といった現実を真正面から受け止め、これからの地域の姿を描き直すときが訪れていると感じています。人口が減ることを前提として、どのような仕組みをつくれれば自分たちが幸せに暮らせるのか、一人ひとりが考えていく必要があります。学校再配置に伴う地域の中での子供との新たなつながりづくりや地域外の子供との交流の場づくりも含め、幅広い世代の地域の皆さんがこれからの地域の在り方を考え、話し合い、ありたい姿に向かって活動する、そうした取組を地域と共に進めていきます。

続いて、みよし未来共創ビジョンの政策の体系に沿って、市政運営の主な取組を申し上げます。

まず、「健康で安心感のある暮らし」です。

保健・医療の分野では、運動に取り組む仲間と一緒に、日々の行動から楽しく運動習慣を身につけるとともに、取組に応じて取得したポイントをアプリを通じて社会貢献活動に還元していくウォーキング・社会貢献事業に取り組みます。

また、骨粗鬆症・骨折予防にオール広島で取り組むため、健康診断事業に骨密度健診を追加し、予約システムの改修を行います。

物価高騰などの影響により一旦立ち止まることとしている市立三次中央病院の改築については、令和8年度の診療報酬改定による事業収益の改善状況を踏まえ、適切な時期に整備の方向性を再構築していきます。

また、人口減少や物価高騰など、様々な影響により収支が悪化している国民健康保険診療所の持続可能な運営について検討を行います。

福祉の分野では、喫緊の課題となっている介護人材確保について、介護事業所などによる外国人介護人材の受入れを支援するため、新たに住居環境整備について支援に取り組むとともに、現在取り組んでいる受入費用の支援を拡充して後押しします。

また、今年度も実証実験に取り組んでいる高齢者等位置情報提供ツールを活用して、在宅で介護などをされており、常時の見守りに不安を抱えておられる御家族の不安解消に取り組んでいきます。

多文化・共生の分野では、女性活躍支援プラットフォーム「アシスタ1 a b.」による女性の起業支援、就業応援などに引き続き取り組むほか、第5次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会や多様性を認め合う社会の実現を推進します。

次に、「安全で快適な生活環境」です。

自然環境の分野では、脱炭素社会の実現に向けて、公共施設照明のLED化を引き続き推進するとともに、市が設置管理する防犯灯のLED化にも対象を広げ、脱炭素化に向けた取組を推進します。あわせて、企業や地域、学校等と連携し、二酸化炭素を資源として地域課題解決のための利活用を調査研究するCO<sub>2</sub>地域循環プロジェクトに取り組みます。加えて、人と動物の調和の取れた共生社会の実現に向けて導入したわんにゃんサポーター制度を推進し、犬、猫の愛護管理活動の充実強化を図ります。

生活基盤の分野では、持続可能な地域公共交通を確立するため、AI活用型オンデマンドバスの本格運用を開始するとともに、これからの三次市全域の公共交通体系の在り方の研究を進めます。

また、「地域の取り組み・活動」の категорияで2025年度グッドデザイン賞を受賞した「バス&レールどっちも割きっぷ」の利用が好調に推移していることから、発行枚数を増やして、公共交通の利用促進に引き続き取り組みます。

市民生活と産業活動を支える基盤である道路や橋梁などの社会基盤整備については、令和7年度補正予算への事業費計上を含め、前年度を上回る事業量を確保して、引き続き地域の社会基盤整備に取り組んでいきます。

デジタル技術の活用によるものとしては、スマートフォンなどに行政からの手続案内などを個別にお知らせするデジタル通知サービスを新たに開始することや、公共施設利用時の鍵の受渡しなどをスマートフォン等で行える公共施設スマートアクセス整備事業、さらに、市民生活において重要なインフラとなっているケーブルテレビ事業は、将来に向けて安定したサービスの継続を図るため、事業の民設民営化に向けた取組を引き続き進めていきます。

そのほか、三川合流部を中心とした水辺の賑わいづくりを推進するための施設整備に向けた実証実験など、巴峡三次かわまちづくり事業に引き続き取り組みます。

防災減災・安全の分野では、備北地区消防組合の消防庁舎建設に続き、高平地区に自家用車で一時的に避難することができる広域避難場所の整備を行います。

また、災害時応援協定などに基づく連携確認のための訓練に取り組むことで、連絡体制や応援受入れの手順などを再確認し、災害時のスムーズな支援につなげていきます。

次に、「子どもの未来応援」です。

子育ての分野では、全ての子供たちの育ちを応援するため、国が新たに創設した乳児等通園支援事業に本市も取り組んでいきます。

また、市内保育施設の人材確保につなげていくため、保育士をめざす学生と市内保育施設で働いている保育士や児童を結ぶ交流事業に新たにに取り組むほか、市内保育施設で働き始める保育士に対する一時金の支給制度を創設します。放課後等の子供の居場所づくりとして設置運営している放課後児童クラブについては、保育内容の充実や支援員の安定的な確保などを図るため、運営を民間に委ねる取組を進めます。

教育の分野では、子供一人ひとりに合った学びの実現のため、授業支援ツールと学習用デジ

タルドリルの一体化による授業支援アプリを導入し、子供たちの学びの環境の充実を図ります。

また、十日市小学校や三次小学校の屋内運動場など、市内小・中学校の施設改修に取り組み、子供たちが安心して過ごせる教育環境を整えていきます。加えて、子供たちがやりたい、やってみたくて意欲的にスポーツ・文化芸術活動などに取り組む環境づくりのため、休日の部活動の地域展開を推進していきます。

次は、「豊かな心と生きがい」です。

芸術・文化の分野では、開館20周年を迎える奥田元宋・小由女美術館において、特別展「奥田元宋展一縁の作家たちとともにー」などの記念事業を始めとして、魅力ある企画展示事業を展開いたします。

また、国史跡寺町廃寺跡の保存整備に向け、実施設計に取り組むとともに、県史跡頼杏坪役宅の保存修理を支援し、本市の魅力ある文化・歴史の継承に取り組んでいきます。

スポーツの分野では、本市のスポーツ交流の中心的施設であるみよし運動公園の陸上競技場電光掲示板などの改修に取り組みます。

また、三次スポーツコミッションを中心に、子供の夢や女子スポーツの応援、スポーツ合宿の誘致など、スポーツを軸とした地域活性化を推進します。

次は、「いきいきとした地域」です。

定住・交流の分野では、さらなるツナガリ人口の拡大を図るため、ふるさと納税の返礼品の充実などによる寄附額の拡大に取り組むとともに、三次の魅力を全国に発信するシティプロモーションを展開していきます。

さらに、関東圏においてはSHIBUYA QWSを、県内においては広島駅ビル内のm i o b y D o T Sの活用を図っていき、三次で頑張っている人や事業者、特産品など、三次の魅力を発信し、新たなツナガリづくりや三次のファンづくりを推進します。

また、移住体験・空き家見学現地ツアー事業やみよし暮らし推進事業などによる移住・定住の取組を推進するとともに、本市においても広島県全体においても大きな課題である若年層の流出に対して、広島県と一体となって若年層の定着や回帰を促す効果的な事業を研究していきます。

住民自治の分野では、人口減少や少子化が進む中においても、次代につなげる地域づくりに向かって取り組まれる地域まちづくりビジョンの改定や、学校再配置後の地域と子供との交流づくり、地域資源を活用した地域の元気づくりなど、地域や市民が主体となった地域づくりを支援してまいります。

最後に、「活力ある産業」です。

農林畜産の分野では、本市の基幹作物である水稻の生産を維持するため、小規模の水稻生産者の機械導入を支援するほか、三次産ぶどうの生産力の強化とブランドイメージの向上を図るための調査研究事業として、三次産ぶどう極みプロジェクトに取り組めます。

また、(仮称)みよしアグリパークの整備に向けたプロポーザルを実施し、農を起点としたツナガリ人口の拡大や、既存施設との連携による酒屋エリアのさらなる賑わいの創出につなげ

ていきます。

さらに、ツキノワグマやイノシシによる人身被害の防止に向け、猟友会、有害鳥獣駆除班、警察等の関係機関と連携して体制整備などに取り組みます。

商工の分野では、事業者の人材確保を支援するため、新たに外国人材の受入れ環境整備の支援に取り組むほか、起業、就労、事業承継など、幅広い事業者支援に取り組みます。

また、高速道路がクロスする交通利便性を生かした産業の誘致に加え、デジタル系企業をターゲットとしたサテライトオフィスの誘致など、本市の豊かな自然環境や魅力ある地域資源を生かしたグローバルな仕事と土と共に暮らすライフスタイルが両立できる新たな企業誘致を推進します。

観光の分野では、広島県の宿泊税を活用し、三次ワインの体験ツアーや三次の鵜飼の魅力向上などに取り組むとともに、県内市町と連携しながら、本市の特色を生かした観光振興に取り組んでいきます。

また、第2次三次市観光戦略の下、DMOと連携し、誘客推進や受入れ環境整備に引き続き取り組みます。

以上、新年度の市政運営に当たり、私の基本的な考え方を申し上げました。三次市には、自分たちのまちを真剣に考える若い力が芽生え、明日を支える力として育ってきています。今年度の市内中学生によるまちづくり作文において、「地域の課題とその解決のために必要なこと」と題された作文の中に、次の一節があります。「人口減少、少子高齢化が進んでいる地域ではあるけれども、若い人が地元に戻りたいと思える環境づくりや、空き家の利用、高齢者と若者の交流を増やすことで、つながりが強まり、地域の和が深められる。そして、地域の課題を他人ごとではなく自分ごととして考えることで、一人の力では変えられないことも、地域の人たちが協力し合えば明るい未来をつくることができる」、そんな地域と未来への思いをつづってくれています。

こうした人や思いが結びつくツナガリの持つ力が、本市がめざすまちの姿「人と想いがつながり、未来につなぐまち」にまた一歩近づく原動力となります。三次に関わるあらゆる人がつながり合い、支え合う力や取組を、人や物事をつなげる、結びつける言葉である「結」というキーワードで前進をさせていきます。本市のまちづくりに関わる全ての方々とのツナガりを大切に、市民の幸せの実現と将来の三次へつながる共創のまちづくりに全力で取り組んでいきます。引き続き皆さんの御支援、御協力をお願いし、施政方針といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議会運営委員長報告

○議長（山村恵美子君） 日程第3、議会運営委員長報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求めらる）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○議会運営委員長（宍戸 稔君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長報告を行います。

本委員会は、正副議長の活動方針に基づき諮問された「注目される一般質問への取組について」、「議員活動の検証と見える化について」、「議員活動におけるコンプライアンスの確立について」の3事項について、他自治体の先進事例の調査や関係資料の確認も行いながら、定例会の運営に関する事項以外に17回開催し、委員間での自由討議を中心に議論を重ねてまいりました。また、この間の取組の経過については、令和7年6月定例会において中間報告を行い、そして、同じく昨年6月に開催された全員協議会において議員全体で共有してきたところです。今回は、最終的に委員会で確認された内容や今後の検討課題等について順次報告いたします。

初めに、「注目される一般質問への取組について」であります。

一般質問は、議員が市政に対する課題認識や政策的視点を市民に示す重要な機会であることは言うまでもありません。しかしながら、これまでは、調査研究・分析といった事前準備の不足からか、質問の多くが目先にとらわれ、高所大所の見地から有効かつ効果的に行政を評価検証できていない、また、議員間で多くの質問内容が重複するなど、議員個々の取組や議会運営における情報共有の在り方に課題があったものと考えています。

こうした状況を踏まえ、一般質問の手続に、告示日前週の月曜日を提出期限とする仮通告制を導入し、十分な事前の調査研究・分析を行うことの重要性を改めて認識すること、また、これまでより早く質問項目をオープンにすることで、議員間での重複項目の調整が行われ、本来一般質問が持つ監視機能を市政の広範に焦点が当てられる、あわせて、しっかりと質問シナリオが構成できることで、市民にとって分かりやすく、注目される一般質問となるよう取り組んできたところです。この取組は令和6年9月定例会から試行し、その後、幾度の検証による制度運用の改善を行い、令和7年6月には一般質問仮通告要領を規定し、運用を開始しています。

また、新たに第3次三次市総合計画～みよし未来共創ビジョン～の6つの取組の柱に分類した仮通告項目一覧及び通告項目一覧を作成することで、質問項目の傾向や偏りが把握でき、次の質問につながる、さらに、いち早く執行部へも情報提供を行うことで調整や対応の円滑化が図られ、きめ細やかな、中身のある回答が引き出せるといった効果が生まれるものと期待しているところであります。

このことは、ホームページに通告項目一覧等を掲載し、質問要旨を明確に示すことにより、市民に対して議会活動の透明性と情報発信力の強化につなげられたものと考えています。議員各位には、この趣旨を理解いただき、引き続き積極的な取組をお願いいたします。

次に、「議員活動の検証と見える化について」であります。

前回の取組において、議員活動の評価・検証が一過性のものにとどまりやすいことや、議会全体としての検証の視点が十分に共有されていなかったことなどの課題が明らかになったことから、これらを踏まえた見直しを行いました。

その結果、新たに自己検証シートを作成し、議員自らが公約の実現状況や日々の議員活動について毎年振り返りを行う仕組みを構築しました。本取組は、単に活動量を確認するものではなく、議員自身が取組の成果や課題を言語化し、次年度の目標設定へつなげることを目的とし

たものであり、議員活動におけるPDC Aサイクルの定着を図るものであります。作成した自己検証シートについては、昨年6月より、議長を除き全議員分をホームページにおいて公表しています。

また、議会活動評価検証についても取組を進めています。こちらでも前回使用した評価検証シートについて見直しを行うなど、議会基本条例に掲げた指標に対する2年間の活動をシンプルに会派ごとに評価検証を実施するようにしています。今後、各会派の評価検証結果を集約し、今任期中に議会活動の評価検証結果として取りまとめた上で、こちらでもホームページにて公表いたします。

これらの取組により、議員個々の活動の質の向上を図るとともに、議会全体としての活動状況や課題を市民に分かりやすく示し、説明責任の一層の充実と議会運営の継続的な改善につなげていくことをめざしています。

次に、「議員活動におけるコンプライアンスの確立について」、まず「三次市議会議員政治倫理条例」についてであります。

本条例は、議員が公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の負託に応えることを基本として、議会に対する市民の信頼をより一層確かなものとするため、検討を進めてきました。議員の行動規範や発言、情報発信の在り方を明確にするとともに、請負契約における透明性の確保を図り、議員活動に対する疑念を未然に防ぐ観点から、市民または議員による審査請求制度を設ける内容としています。審査請求の要件については、市民は有権者の100分の1以上、議員は定数の8分の1以上とし、一定の客観性と慎重性を確保した上で、議会運営委員会においてその適否を審議し、適当と認められた場合には審査特別委員会を設置する仕組みとして整理を行いました。

なお、ハラスメントに関する事項については、多様な人材の議会への参画の視点から、議会活性化等検討特別委員会において、今定例会において別途制定する予定とされています。

あわせて、議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例条例についても検討を行いました。疾病や逮捕・勾留等により議員が長期にわたり職務を果たせない場合に備え、市民の理解が得られる明確な基準を示す必要があるとの認識の下、欠席期間が90日を超え365日以下の場合は報酬を20%減額し、365日を超える場合は無報酬とする内容として整理を行いました。また、刑事事件による逮捕・勾留時は支給停止、有罪確定時は不支給とする取扱いとし、市職員の取扱いとの整合性にも配慮しながら、市民からの信頼確保を重視した制度としています。

これら2つの条例については、令和7年12月定例会において全会一致で可決され、制定されたところであり、議会活動における規律の明確化と市民からの信頼確保に資する重要な取組であると考えています。

さらに、市長の専決処分事項の指定、損害賠償額の見直しについても調査研究を進めています。

社会情勢の変化や物価水準の上昇等を踏まえ、過去の損害賠償事案の状況や他自治体における基準額の設定状況を確認するとともに、議会の議決権との関係や、何よりも市民負担の軽減

を図り、迅速な対応が求められる事案への影響について整理を行っているところであります。市民への説明責任の確保と議会によるチェック機能の実効性を損なわないことを前提に、適切な基準額の在り方について慎重に検討を進めており、本件についても今任期中に一定の結論を得る予定としております。

このほか、現在取り組んでいる事項として、議会として主体的に政策立案及び政策提言を行うための仕組みづくりについて調査研究を進めています。議員個々の問題意識や地域課題をどのように議会として集約し、政策的な議論につなげていくかを主な論点とし、常任委員会の役割、議論の場の設定方法などについて整理を行っているところであります。執行部との関係においても、単なる要望にとどまらず、建設的な意見交換や政策提言につながる仕組みとなるよう、運営手法についても検討を重ねております。また、委員の中から議会基本条例についても、社会情勢の変化により見直しを行うべきとの意見が出されており、今後の議会運営の在り方を検討する上での重要な課題として整理を行っています。

以上、正副議長から諮問された事項について、現時点における論点及び検討結果を御報告いたしました。本委員会の委員は5月をもって任期満了となることから、本報告で整理した取組や課題が新たな体制において適切に引き継がれること、また、引き続き議会運営の改善と議会機能の向上が図られることを期待し、議会運営委員長報告といたします。

○議長（山村恵美子君） 本件は、先例により報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

#### 報告第2号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（山村恵美子君） 日程第4、報告第1号及び報告第2号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました報告第1号及び報告第2号の報告2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

最後に、報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、報告2件につきまして御報告申し上げるものであります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告2件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度三次市一般会計補正予算（第7号））

○議長（山村恵美子君） 日程第5、報告第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました報告第3号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、令和8年1月23日の衆議院解散に伴い、1月27日公示、2月8日投開票の日程で総選挙が実施されることとなり、議会を招集するいとまがなく、3月定例会前に予算執行の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、議会の承認を求めようとするものであります。

以上、報告1件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第3号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号専決処分の承認を求めることについては承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第6 議案第18号 三次市条例の読点の表記を改める条例(案)
- 議案第19号 三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(案)
- 議案第20号 三次市旅費支給条例(案)
- 議案第21号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第22号 三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例(案)
- 議案第23号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第24号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第25号 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第26号 三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第27号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第28号 三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第29号 三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第30号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第31号 三次市きのこ館設置及び管理条例を廃止する条例(案)
- 議案第32号 三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)
- 議案第33号 三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第42号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第6、議案第18号三次市条例の読点の表記を改める条例(案)から議案第33号三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)まで及び議案第42号三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の議案17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第18号から議案第33号まで及び議案第42号の議案17件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第18号三次市条例の読点の表記を改める条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、国の公用文及び社会一般の文書における読点表記の実態等に鑑み、公布済みの条例に用いられている読点の表記を改めることに伴い、制定しようとするものであります。

次に、議案第19号三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の改正により、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が創設され、子ども・子育て支援法において、特定乳児等通園支援事業の運営についての基準を条例で定めることとされていることから、制定しようとするものであります。

次に、議案第20号三次市旅費支給条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、令和6年の国家公務員等の旅費制度の改正に伴い、関係条例である三次市旅費支給条例の全部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、国家公務員等の旅費制度の改正に準じて、公務のために旅行する職員等への旅費の支給等について、必要な見直しを行おうとするものであります。

次に、議案第21号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されることに伴い、関係条例である三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の引上げ等を行おうとするものであります。

次に、議案第22号三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、横谷ふるさとセンターを普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第23号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険制度の県単位化により、広島県が保険税水準を完全統一化する方針を示していることに伴い、段階的に税率改正を行うことで国民健康保険加入世帯の急激な負担を避けるため、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の税率等の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第24号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、県からの移譲事務のうち、生活衛生事務等について、市町での実施を終了し、県が実施することに伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、旅館業法に係る事務ほか8件の移譲事務を削除しようとするものであります。

次に、議案第25号三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市敷地保育所を令和7年度末で廃止することに伴い、関係条例である三次市保育所設置条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表から三次市敷地保育所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第26号三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、関係条例である三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、乳児等通園支援の確保が困難である離島その他の地域における特例措置等を定めようとするものであります。

次に、議案第27号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、学校医の報酬について見直しをすることに伴い、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、学校医の報酬に、定期健康診断1時間につき1万円を新設しようとするものであります。

次に、議案第28号三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、奨励措置を5年延長するため、関係条例である三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、条例の失効を令和13年3月31日まで延長しようとするものであります。

次に、議案第29号三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、知波夜公園を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、別表第1から知波夜公園の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第30号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）につ

いて御説明申し上げます。

本案は、仁賀集会所を仁賀コミュニティセンターと一体的に活用するため、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、文言の整理及び別表から仁賀集会所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第31号三次市きのご館設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市きのご館を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市きのご館設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第32号三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、布野木工芸品等加工販売施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第33号三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、将来にわたり、健全かつ持続可能な下水道事業の運営に必要な財源を確保することを目的に、適正な使用者負担がなされるよう特定地域生活排水処理施設使用料を改定することに伴い、関係条例である三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、現行の使用料について、維持管理費の上昇に伴い、令和8年10月から基本料金の引上げ改定を行うために所要の改正をしようとするものであります。

最後に、議案第42号三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告及び国家公務員給与制度改正に伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、人事院勧告及び国家公務員給与制度改正に準じて、通勤手当の距離区分の改定等をしようとするものであります。

以上、議案17件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第18号、議案第20号から議案第22号まで及び議案第42号の議案5件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第19号及び議案第23号から議案第27号までの議案6件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第28号から議案第33号までの議案6件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第34号 三次市過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第37号 指定管理者の指定の変更について

議案第38号 指定管理者の指定の変更について

議案第39号 工事請負契約の一部変更について

議案第40号 工事請負契約の一部変更について

議案第41号 市道路線の認定及び変更について

○議長（山村恵美子君） 日程第7、議案第34号三次市過疎地域持続的発展計画の策定についてから議案第41号市道路線の認定及び変更についてまでの議案8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求めらる）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第34号から議案第41号までの議案8件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第34号三次市過疎地域持続的発展計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、三次市過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

なお、本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間となっております。

次に、議案第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、新たに辻・山城・徳市辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、辻・山城・徳市辺地内における市道徳市535号線の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、新たに小童辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、小童辺地内における市道小童36号線の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第37号指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、グループホームさくぎ及び作木冬期限定宿泊施設の指定管理者の指定を変更するこ

とについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、指定管理期間を変更しようとするものであります。

次に、議案第38号指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、布野木工芸品等加工販売施設の指定管理者の指定を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、指定管理期間を変更しようとするものであります。

次に、議案第39号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、上志和地排水機場No.1主ポンプ分解整備工事において、株式会社山産備北営業所と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を1億8,370万円から2億1,282万1,400円に変更しようとするものであります。

次に、議案第40号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、市道十日市276号線・市道酒河160号線道路改良工事において、株式会社エーグローと締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を2億625万円から3億3,772万9,700円に変更しようとするものであります。

最後に、議案第41号市道路線の認定及び変更について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道十日市441号線ほか3路線の市道認定、市道十日市22号線ほか1路線の変更をすることについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案8件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） ただいま議題となっております議案のうち、議案第34号は、さきの議会運営委員会で、3常任委員会による連合審査会を開催し審査することが確認されていますので、申合せにより質疑を省略したいと思います。

それでは、そのほか7議案について質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第34号から議案第36号まで及び議案第39号の議案4件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第37号の議案1件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第38号、議案第40号及び議案第41号の議案3件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第8 議案第10号 令和7年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）  
議案第11号 令和7年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）  
議案第12号 令和7年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）  
議案第13号 令和7年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）  
議案第14号 令和7年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）  
議案第15号 令和7年度三次市土地取得特別会計補正予算（第2号）（案）  
議案第16号 令和7年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）  
議案第17号 令和7年度三次市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第8、議案第10号令和7年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）から議案第17号令和7年度三次市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）までの議案8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第10号から議案第17号までの議案8件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第10号令和7年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ16億6,979万8,000円を追加し、補正後の総額を441億6,442万4,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費は、行政情報処理経費6,638万8,000円を減額するものの、基金積立金7億1,297万4,000円を追加するなど、合わせて6億8,339万5,000円を追加。

民生費は、障害者自立支援扶助費5,589万1,000円を追加するものの、後期高齢者医療経費1億230万円を減額するなど、合わせて7,070万1,000円を減額。

衛生費は、水道事業会計への出資金など2億7,075万8,000円を減額するものの、病院事業会計への出資金6億7,191万2,000円を追加するなど、合わせて3億9,879万1,000円を追加。

農林水産業費は、圃場整備、ため池整備に係る県営事業負担金1,460万円を追加するものの、地籍調査に係る業務委託料6,314万8,000円を減額するなど、合わせて2億622万8,000円を減額。

商工費は、君田温泉施設改修支援補助金4,000万円を減額するなど、合わせて4,500万5,000

円を減額。

土木費は、耐震改修等推進経費1,857万8,000円を減額するものの、市道新設改良事業3億4,400万円を追加するなど、合わせて6億314万5,000円を追加。

消防費は、消火栓工事負担金370万円を追加するものの、備北地区消防組合への負担金3,445万2,000円を減額するなど、合わせて3,467万6,000円を減額。

教育費は、三次中学校トイレ洋式化事業2,500万円を追加するものの、教育振興経費2,167万5,000円を減額するなど、合わせて5,508万円を減額。

災害復旧費は、過年災害農業施設復旧経費2,000万円を減額するものの、現年災害林業施設復旧経費1億3,418万4,000円を追加するなど、合わせて1億1,238万4,000円を追加。

公債費は、長期債償還金1億2,432万6,000円を減額するものの、長期債繰上償還金4億2,547万5,000円を追加するなど、合わせて2億8,377万3,000円を追加しようとするものであります。

次に、主な歳入について御説明いたします。

市税は、市民税及び固定資産税2億1,000万円を追加。

地方交付税は、普通交付税4億6,916万9,000円を追加。

国庫支出金は、デジタル基盤改革支援補助金3,825万9,000円を減額するものの、社会資本整備総合交付金（道路事業）1億7,496万円を追加するなど、合わせて4億512万7,000円を追加。

県支出金は、地籍調査事業費負担金3,385万3,000円を減額するものの、現年災害林業施設復旧費補助金1億5,358万2,000円を追加するなど、合わせて1,394万1,000円を追加。

財産収入は、立木売却収入3,290万7,000円を減額するものの、有価証券売却収入1億875万円を追加するなど、合わせて7,928万1,000円を追加。

寄附金は、保健衛生費寄附金73万6,000円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金3億442万2,000円を減額するものの、減債基金繰入金3億6,000万円を追加するなど、合わせて886万8,000円を追加。

繰越金は、前年度繰越金4億100万円を追加。

諸収入は、建物損害共済災害共済金30万円を減額するものの、補助金等返還金139万7,000円を追加し、合わせて109万7,000円を追加。

市債は、道路新設改良事業債2億3,440万円を追加するものの、水道事業出資債2億350万円を減額するなど、合わせて1,460万円を減額しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおり、申告支援システム構築事業ほか21件について追加、庁舎改修事業ほか3件について限度額を変更しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、第3表のとおり、地域情報化推進事業ほか16件について借入限度額を変更、水道事業会計繰出について廃止しようとするものであります。

次に、議案第11号令和7年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ220万円を減額し、補正後の総額を52億7,475万8,000円にしようとするものであります。

その内容は、歳出予算においては、国民健康保険税システム改修業務委託料を減額し、歳入予算においては、国民健康保険財政調整基金繰入金を増額し、一般会計繰入金を減額する財源振替などをしようとするものであります。

次に、議案第12号令和7年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ284万1,000円を減額し、補正後の総額を3億47万2,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳出予算においては、工事請負費などを減額し、歳入予算においては、診療収入の減額に伴い、診療所基金繰入金を追加するなどをしようとするものであります。

次に、議案第13号令和7年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額を変更しようとするものであります。

その内容は、歳入予算において、地域支援事業交付金の一部調整に伴い、一般会計繰入金を増額する財源振替をしようとするものであります。

次に、議案第14号令和7年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,147万8,000円を減額し、補正後の総額を10億4,094万6,000円にしようとするものであります。

その内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しようとするものであります。

次に、議案第15号令和7年度三次市土地取得特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額を変更しようとするものであります。

その主な内容は、公債費の償還に充てる一般会計繰入金を減額し、新たに土地開発基金繰入金を追加する財源振替を行おうとするものであります。

次に、議案第16号令和7年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

第2条収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の補正では、医業外収益の補助金1,312万円を追加し、収益的収入の総額を105億8,697万2,000円にしようとするものであります。収益的支出の補正では、医業費用の職員給与費6,983万1,000円を追加し、収益的支出の総額を112億4,639万3,000円にしようとするものであります。

第3条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の補正では、出資金6億7,191万2,000円を追加し、資本的収入の総額を10億9,286万3,000円にしようとするものであります。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費の予定額を51億3,707万4,000円に改めようとするものであります。

最後に、議案第17号令和7年度三次市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、資本的収入及び支出及び企業債についての補正であります。

第2条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の補正では、公共下水道施設整備工事の財源調整による企業債の増加により、企業債1,210万円を追加し、資本的収入の総額を13億7,251万円にしようとするものであります。

第3条企業債につきましては、下水道施設整備事業について借入限度額を変更しようとするものであります。

以上、議案8件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第17号までの議案8件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第17号までの議案8件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第2号 令和8年度三次市一般会計予算（案）

議案第3号 令和8年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）

議案第4号 令和8年度三次市診療所特別会計予算（案）

議案第5号 令和8年度三次市介護保険特別会計予算（案）

議案第6号 令和8年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）

議案第7号 令和8年度三次市土地取得特別会計予算（案）

議案第8号 令和8年度三次市病院事業会計予算（案）

議案第9号 令和8年度三次市下水道事業会計予算（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第9、議案第2号令和8年度三次市一般会計予算（案）から議案第

9号令和8年度三次市下水道事業会計予算（案）までの議案8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第2号から議案第9号までの議案8件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第2号令和8年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ394億5,000万円を計上し、前年度に比べ1億2,000万円、0.3%減の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

予算（案）4ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの22の款で構成しております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、市民税、固定資産税など、合わせて72億1,757万4,000円を計上。

地方譲与税は、自動車重量譲与税など、合わせて5億3,916万3,000円を計上。

利子割交付金は2,000万9,000円を計上。

配当割交付金は5,124万7,000円を計上。

株式等譲渡所得割交付金は7,330万6,000円を計上。

法人事業税交付金は1億3,829万8,000円を計上。

地方消費税交付金は15億2,087万1,000円を計上。

自動車取得税交付金及び環境性能割交付金は、存目として1,000円を計上。

地方特例交付金は1億3,313万5,000円を計上。

地方交付税は147億4,342万2,000円を計上。

交通安全対策特別交付金は662万3,000円を計上。

分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金など、合わせて2億7,125万7,000円を計上。

使用料及び手数料は、市営住宅使用料など、合わせて2億3,999万5,000円を計上。

国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金など、合わせて40億6,260万4,000円を計上。

県支出金は、障害者自立支援給付費負担金など、合わせて30億1,240万8,000円を計上。

財産収入は、物品貸付料など、合わせて2億7,895万4,000円を計上。

寄附金は、ふるさと納税寄附金など、合わせて2億4,000万1,000円を計上。

繰入金は、財政調整基金繰入金など、合わせて19億6,313万1,000円を計上。

繰越金は、存目として1,000円を計上。

諸収入は、預託金元利収入など、合わせて8億2,819万9,000円を計上。

市債は、学校施設整備事業債など、合わせて41億980万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で構成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は2億6,385万9,000円を計上。

総務費は、基金管理経費など、合わせて61億5,890万8,000円を計上。

民生費は、障害者自立支援経費など、合わせて109億8,930万3,000円を計上。

衛生費は、病院事業会計経費など、合わせて35億8,653万7,000円を計上。

労働費は、労働金庫預託金など、合わせて2億803万8,000円を計上。

農林水産業費は、中山間地域等直接支払経費など、合わせて21億4,927万9,000円を計上。

商工費は、融資預託関係経費など、合わせて6億9,474万5,000円を計上。

土木費は、下水道事業会計経費など、合わせて35億3,210万9,000円を計上。

消防費は、一部事務組合経費など、合わせて16億4,629万円を計上。

教育費は、学校整備経費など、合わせて41億7,311万円を計上。

災害復旧費は、令和7年度の大雨災害に係る災害復旧費など、合わせて3億5,423万6,000円を計上。

公債費は、長期債償還金など、合わせて56億6,358万6,000円を計上。

予備費は3,000万円を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、指定管理者制度を導入する施設に係る指定管理料ほか44件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、生活安全推進事業ほか34事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借入れの最高額を60億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できるよう定めるものであります。

次に、議案第3号令和8年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億4,547万5,000円を計上し、前年度予算に比べ2億741万7,000円、3.9%減の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、健診のしおり作成業務について、債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条一時借入金につきましては、借入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第4条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内においてこれらの経費の各項の間

の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第4号令和8年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。  
23ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,850万3,000円を計上し、前年度予算に比べ527万円、1.7%減の予算となっております。

次に、議案第5号令和8年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億8,308万2,000円を計上し、前年度予算に比べ6,385万7,000円、0.9%減の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、高齢者トレーニング委託業務について、債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内においてこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第6号令和8年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

37ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,327万6,000円を計上し、前年度予算に比べ1億5,448万3,000円、15.0%増の予算となっております。

次に、議案第7号令和8年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

43ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,091万1,000円を計上し、前年度予算に比べ3,160万8,000円、339.8%増の予算となっております。

次に、議案第8号令和8年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

病院事業会計予算（案）1ページをお開きください。

第2条業務の予定量、業務量について、病床数は一般許可病床328床、患者数は年間延べ25万6,314人を計画しております。うち、入院患者については年間延べ8万9,060人、外来患者については年間延べ16万7,254人を見込んでおります。

建設改良計画は、資産購入5億5,000万円、施設整備事業1億8,700万円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、病院事業収益107億5,468万9,000円、支出は、病院事業費用117億603万2,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入13億9,294万9,000円、支出は、資本的支出11億1,794万8,000円であります。

第5条債務負担行為は、医療機器の保守管理業務委託に要する経費ほか12件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円に定めようとするものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条は、棚卸資産購入限度額を35億4,047万3,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

最後に、議案第9号令和8年度三次市下水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

下水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

第2条業務の予定量については、処理面積1,325ヘクタール、年間総処理水量272万5,820立方メートル、1日平均処理水量7,468立方メートル、建設改良費は6億6,205万8,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。下水道事業収益及び下水道事業費用は共に22億5,494万8,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入10億4,815万2,000円、支出は、資本的支出15億9,307万7,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億4,492万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、排水設備改造資金に対する利子補給ほか4件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、下水道施設整備事業、資本費平準化及び特別措置分について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を9億1,703万8,000円に定めようとするものであります。

第11条は、重要な資産の取得について定めようとするものであります。

以上、議案8件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第9号までの議案8件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第9号までの議案8件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 請願第1号 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについて

○議長（山村恵美子君） 日程第10、請願1件を議題といたします。

今期定例会において受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第1号障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについては教育民生常任委員会に付託いたします。

ここで、今期定例会に関して御案内をさせていただきます。

来週2月24日火曜日から27日金曜日までの4日間、14人の議員が一般質問を行います。この一般質問を行う4日間につきましては、議事の関係上、会議の開始を9時30分といたしたいと思っておりますので、傍聴を御希望される方、また御視聴くださいます皆様、どうか御注意いただきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時46分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年2月20日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 保 実 治

会議録署名議員 弓 掛 元